

家計調査等改善検討会（第3回）議事概要

- 1 日 時 平成23年6月2日（木）16:00～17:30
- 2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者
委 員：廣松座長、岩下委員、宇南山委員、西郷委員、重川委員
オブザーバー：日本銀行調査統計局、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部
総 務 省：川崎統計局長、西藤統計調査部長、水上調査企画課長、高見統計調査研究官、吉岡消費統計課長、永島物価統計室長
- 4 議 題 (1) 見直しにおける検討課題と今後の進め方について
(2) 家計の個別化の実態に関するアンケートの結果について
(3) その他
- 5 配布資料 資料1-1 家計調査等の見直しの考え方について
資料1-2 家計調査等の見直しにおける検討課題と今後の進め方
資料2 家計の個別化の実態に関するアンケートの結果について
参考 家計調査等改善検討会（第2回）議事概要

6 議事概要

- (1) 見直しにおける検討課題と今後の進め方について、資料1-1及び1-2に基づき事務局から説明がなされた後、意見交換が行われた。今後、本日の意見等を踏まえ、事務局において各種検討・検証を進めることとされた。
委員からの主な意見等は次のとおり。

<家計簿調査のサンプル数の縮減について>

- サンプル数が9,000から3,000に減少することについては、結果精度の面から経済財政の分析に利用可能な結果であるのか懸念を抱いている。
- 今回の見直し案では、形式的には二相抽出となるので、サンプル数の大きい簡易収支調査の情報を活用し、家計簿調査の推計精度を高めること等も検討すべきである。

<家計簿調査の調査期間の短縮について>

- 記入者負担の問題のみならず、時系列的な安定性に与える影響についても理論的、実証的に検証すべきである。

<調査結果の公表系列等について>

- 月次公表の取り止めはすべきではない。東日本大震災の影響分析の際に月次統計の有益性を実感した。特に日別結果で何の品目がどのような日にちで動いたかグラフ付きで公表され非常に参考になった。四半期の公表となると、リアルタイムで結果が見られず、後から当手を振り返るようなことになってしまう。
- 毎月の経済財政の分析に利用しているため、品目が分かる形での月次公表を引き続きお願いしたい。医療サービスや娯楽サービスは供給側の統計がないので、家計調査に頼らざるを得ない状況である。
- 公表結果を利用する際、全体の支出より、属性別に生活の内容が異なっているかを分析することが多いので、家計簿調査のサンプル数を縮減した場合も、現在と同程度の属性別の集計結果を公表していただきたい。
- 家計調査の日別結果は、事後的に「なるほど」と思うこともあったが、殆どのデータが民間で提供されているのも事実ではないか。公的統計の作成は、コストとベネフィットを考慮しながら工夫していくべきではないか。

<年間収入調査・貯蓄等の調査について>

- 収入を階級単位で把握する場合、世帯員の階級値のみの調査とすると、合計した世帯全体の収入階級値が、実際の世帯全体の収入階級値と乖離することが危惧されるため、世帯員の収入金額をそのまま記入してもらう方法がよいのではないか。
- 年間収入及び貯蓄等の調査について、家計簿調査でなく、簡易収支調査で行うとのことだが、調査開始時及び終了時の両方で調査を実施することも検討すべきではないか。

<電子家計簿の導入について>

- 電子家計簿を利用した場合、調査世帯は集計機能により自分の家計の状況が把握可能になると想定されるが、このことが家計の節約の動機づけになるなど、家計の支出にバイアスがかかる恐れがあるので、調査方法に留意すべきである。

<簡易収支調査実施方法について>

- 簡易収支調査では月々の支出のみではなく収入も調査することを検討すべきである。
- 家計消費状況調査のサンプル数を拡大し正確性を高めることは重要であるが、提出率を向上させ実質的なサンプル数を増加させることも重要である。

<見直し後の調査の実施時期について>

- 見直し後の調査の実施時期については、国民経済計算の平成22年基準改定を考慮し平成29年1月以降としていただきたい。

<その他>

- 調査結果において利用している項目は、ユーザーによっても異なるので、個別のヒアリングにより幅広く意見を聞くべきである。

(2) 家計の個別化の実態に関するアンケートの結果について、資料2に基づき事務局から説明がなされた後、意見交換が行われ、アンケートの結果を踏まえた「公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応方策についての基本的な考え方は了承された。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- 共働き世帯の場合、小遣いは曖昧な額だから家計簿へ記入しないが、片働きの場合、小遣いを渡すので明確に分かっているから記入するという状況が推測される。小遣いなどの正確な金額が分からない使途不明金については、概ねの記入を可能とする等の対応も考えられるのではないか。
- 今回のアンケートは意識調査であるので、回答と実際の状況に乖離が生じている可能性もある。

(3) 今後は事務局において更に検討を進め、平成24年5月を目途として見直しの方向性を取りまとめる予定。その間、本検討会を必要に応じて開催することとされた。